

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成11年11月から12年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年11月から12年8月まで

20歳になった時に国民年金に加入し、当初は保険料を納付していなかったが、その後、加入から1年分の未納保険料を貯金を引き出して社会保険事務所（当時）の窓口で納付した。その際、窓口の職員に「平成11年9月と10月分は期限切れで納付できない。」と言われ、この2か月分を除いて保険料を納付したことなどを覚えており、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間であり、申立人は申立期間後、免除期間を除いて国民年金保険料の未納は無く、また、厚生年金保険と国民年金との切替手続も適切に行っており、国民年金に対する意識が高かったことがうかがえる。

さらに、i) 申立人が、申立期間の保険料を納付するきっかけとなった書籍が、平成12年12月25日発行のものであり、購入時期は13年ごろであると推認できること、ii) 社会保険事務所の窓口で、平成11年9月及び同年10月の保険料は時効により納められないと言われたことから、申立人が保険料を納付しようとしたのは13年12月ごろと推察され、同年11月に加入直後の1年分の未納保険料に相当する金額が申立人の通常貯金から引き出されていることが確認できる上、社会保険事務所窓口の職員が述べた内容等についても具体的に記憶しており、申立内容には信憑性^{ひょう}があると考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から40年3月まで

私たち家族は、地区の人から強く勧奨されて国民年金に加入した。地区の婦人会が保険料の集金を担当し、私の夫が家族の保険料を納付していた。義父が納付済みとなっているのに、私が途中の2年間未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫及び義父とともに、国民年金制度発足当初から国民年金に加入しており、申立期間後、60歳に到達するまで約27年間にわたる国民年金加入期間について保険料をすべて納付している上、昭和48年1月から申立人の夫と一緒に付加保険料も納付している。また、申立人の義父は、申立期間を含め、加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、申立人及びその家族の国民年金への加入及び保険料納付に係る意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人が居住する町内においては、制度発足当初から婦人会又は納税組合が国民年金保険料の集金を行っていたことが確認でき、そのほか申立人には住所異動等の保険料の未納につながるような周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間は2年間と比較的短期間であり、その前年度の国民年金保険料が納付されていることも勘案すれば、申立期間について、国民年金保険料が納付されなかったとすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。